

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 12 月 15 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 1600546 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 1600203 号

第 1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成 15 年 7 月 25 日は 16 万円、平成 16 年 7 月 23 日は 20 万円、同年 12 月 10 日は 19 万 5,000 円、平成 17 年 7 月 25 日は 21 万 5,000 円、同年 12 月 9 日は 21 万円に訂正することが必要である。

平成 15 年 7 月 25 日、平成 16 年 7 月 23 日、同年 12 月 10 日、平成 17 年 7 月 25 日及び同年 12 月 9 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 7 月 25 日、平成 16 年 7 月 23 日、同年 12 月 10 日、平成 17 年 7 月 25 日及び同年 12 月 9 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 25 日
② 平成 15 年 12 月 10 日
③ 平成 16 年 7 月 23 日
④ 平成 16 年 12 月 10 日
⑤ 平成 17 年 7 月 25 日
⑥ 平成 17 年 12 月 9 日

A社に勤務していた期間のうち、各請求期間に支給された賞与の年金記録がない。各請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、年金記録を訂正して年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

1 事業主から提出された請求者の賞与支払明細書により、請求者は、請求期間①、③、④、⑤及び⑥にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ところで、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は賞与支払額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額が相違した場合は、いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び③に係る標準賞与額については、各賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支払額に見合う標準賞与額が同額であることから、請求期間①は16万円、請求期間③は20万円とすることが必要である。

一方、請求期間④、⑤及び⑥に係る標準賞与額については、各賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額と賞与支払額に見合う標準賞与額が相違していることから、低額である方を認定し、請求期間④は19万5,000円、請求期間⑤は21万5,000円、請求期間⑥は21万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、③、④、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出し、かつ、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しており、ほかにこれらを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、請求者の請求期間①、③、④、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を徴収する国の権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求内容どおりの賞与に関する届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間②については、請求者は賞与支払明細書等を所持していない上、事業主は当該期間に係る賞与支払明細書等は保存していない旨回答しており、当該期間に係る請求者の賞与額及び厚生年金保険料控除額が確認できる資料はない。

このほか、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②に係る厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600467号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600204号

第1 結論

請求期間について、A社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月

年金事務所からの連絡により、A社在職中に支給された請求期間の賞与の記録がないことが分かった。賞与明細書は所持していないが、小遣い帳として記録している「現金出納帳」を所持しているので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社は、請求期間当時の資料の確認ができないため、請求期間の賞与の支給及び厚生年金保険料の賞与からの控除について不明と回答している。

また、請求者が提出した「現金出納帳」に記載されている「12月28日 3万3,710円」について、請求者は、預金口座に振り込まれた請求期間に係る賞与の支給日及び振込額であると思うが、当該預金口座の通帳を保管しておらず、賞与の支給額及び保険料控除については明確に記憶していない旨陳述しているところ、請求者が当該預金口座を開設していたC銀行は、保管期間経過により取引履歴は確認できない旨回答していることから、当該「現金出納帳」の記載内容について確認することができない。

さらに、請求期間において請求者が居住していたD市及び同市を管轄するE税務署は、当該期間に係る課税資料について、保管年数経過により保存していない旨それぞれ回答しているほか、A社が請求期間当時加入していたF健康保険組合を引き継ぐG健康保険組合は、請求者に係る請求期間の賞与記録はないと回答している。

なお、A社の厚生年金保険被保険者のオンライン記録を調査したところ、平成15年12月の賞与記録が確認できる者については、その支給日は、全て平成15年12月5日となっており、同日以外の賞与記録は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600468号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600202号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日又はB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年9月30日から同年10月1日まで

請求期間において、A社又はB社に従業員として在籍し、当該期間の前後において勤務地、業務内容及び勤務形態に変更はなく、両事業所に継続して勤務していたが、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録がなく、平成10年9月の1か月間が空白期間となっている。請求期間に係る給与明細書は持っていないが、調査の上、厚生年金保険の加入記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録並びにA社及びB社において取締役であった者(以下「取締役」という。)の回答により、請求者は請求期間及びその前後において勤務地、業務内容及び勤務形態に変更はなく、両事業所に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、請求者が同社において被保険者資格を喪失した平成10年9月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、また、B社は、請求者が同社において被保険者資格を取得した同年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、A社及びB社は請求者の請求期間において適用事業所となっていないことが確認できる。

また、閉鎖登記簿の謄本等によると、A社及びB社は既に解散している上、両事業所の事業主は死亡していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除については不明である。

さらに、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は持っていないと回答している。

加えて、オンライン記録によると、請求者と同様にA社において平成10年9月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、B社において同年10月1日に被保険者資格を取得している者が5人認められるところ、これらの者に照会して二人から回答があり、そのうちの一人であ

る取締役は、自分も請求期間において継続勤務し、厚生年金保険料を控除されていたと思うので、請求者も保険料を控除されていたと思う旨の回答をしているものの、それを裏付ける給与明細書等の資料の提出はなく、もう一人の同僚は、請求期間に係る給与明細書がないので、請求者の厚生年金保険料が控除されていたか否かについては不明と回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。